

黒部市危機管理指針の策定について

平成 22 年 12 月策定

近年、国の内外において、地震や台風、集中豪雨等の自然災害のみならず、大規模な事故や事件、あるいは健康被害の発生などのさまざまな危機事象の発生が相次いでいます。

市民の生命・身体・財産等を守ることは、市の果たすべき基本的責務であります。この責務を全うし、本市の総合的な危機管理対策の強化を図ることを主眼に「黒部市危機管理指針」を作成しました。

本指針は、様々な不測の事態に対する市の危機管理について、各部対応マニュアルの整備や危機管理意識の醸成等を平常時から進めるとともに、危機が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、市として速やかに初動態勢等を敷き、適切に対応することで市民の生命・身体・財産等への被害及び行政運営への支障等を防止又は最小限に抑制することを目的としています。